

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 8 月 3 日（金）第3439号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 県営土地改良事業の工事の完了（2件）（農地整備課取扱い） 1
○都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課取扱い） 1
監 査 委 員 公 表
○監査結果の報告に係る措置の公表（2件）（監査委員事務局取扱い） 1

告 示

鹿児島県告示第804号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（旧：畑地帯総合整備）（農業用排水施設整備）天南兼久地区の工事は、平成25年3月18日に完了した。

平成30年 8 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第805号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（旧：畑地帯総合整備）（土層改良）天南兼久地区の工事は、平成25年3月18日に完了した。

平成30年 8 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第806号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年 8 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 鹿児島都市計画地区計画
(2) 名称 鴨池ニュータウン業務地区地区計画
与次郎ヶ浜地区地区計画
谷山駅周辺地区地区計画

2 関係図書の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第11号

平成30年3月23日付け監査第103号の監査結果に基づき、平成30年7月12日付け財第40号で鹿児島県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第

199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成30年8月3日

鹿児島県監査委員 長野 信弘
同 大 藪 豊
同 田之上耕三
同 桃木野幸一

指摘事項

所管部	団 体 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
農政部	公益社団法人 鹿児島県糖業 振興協会	元臨時職員による支出 伺いのない出金や預金通 帳の改ざんなど、不正な 経理が行われている。 (さとうきび品質取引 対策基金出資金) (酒造用含みつ糖生産 合理化基金出資金)	1 県の指導、監督の強化 当該法人の再発防止策の対応方 針が着実に実行され、適正な運営 が確保されていることを確認する ため、平成31年度まで、毎年度、 報告徴収及び立入検査を実施する こととした。 2 当該団体の講じた改善措置 「経理処理・財産管理マニユア ル」(H29.8)を作成し、当該マ ニユアルに沿った処理により、財 産管理及びチェック体制を強化し た。

文書注意事項

所管部	団 体 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
総務部	学校法人カト リック学園	収納した現金について、 経理規程に「収納した現 金は、経理責任者が特に 認めた場合を除き、収納 後2日以内に金融機関に 預け入れるものとし、こ れを直接支払いに充当し てはならない。」と定め ているが、収納後2日以 内に金融機関に預け入れ ず、支払に直接充当して いるものが散見される。 (私立学校運営費補助 金)	1 県の指導、監督の強化 当該法人に対し、経理規程を遵 守するよう指導した。また、本年 度、運営状況の調査を行うことと した。 2 当該団体の講じた改善措置 (1) 全園の会計担当者に対して、 経理規程を遵守するよう口頭 にて再指導した。 (2) 会計担当者は園長（園長不在 の場合は副園長、主幹教諭又は 法人局長）に文書により毎日入 金報告を行うよう改善した。
	学校法人寺師 学園	予算及び事業計画、決 算及び事業実績や会計処 理等について、私立学校 法、寄附行為又は経理規 程等に基づかない不適正 な事務処理がある。 (1) 予算及び事業計画、 決算及び事業実績につ いて 私立学校法、寄附行 為又は経理規程に規定	1 県の指導、監督の強化 (1) 当該法人に対する運営状況の 調査を実施し、以下の点につ いて指導した。 ・ 予算及び事業計画、決算及 び事業実績を適正な時期に実 施するよう指導した。 ・ 私立学校法、寄附行為又は 経理規程を遵守するよう指導 した。 (2) 平成30年度も運営状況の調査

		<p>する時期に必要な手続がなされていない。</p> <p>(2) 会計処理について 経理規程では伝票会計制と定められているが、伝票が作成されていない。 (私立学校運営費補助金) (鹿児島県私立幼稚園等特別支援教育費補助金)</p>	<p>を実施することとし、当該法人に対する指導を継続することとした。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置</p> <p>(1) 予算及び事業計画、決算及び事業実績については、本法人の公認会計士と連携し、期限内に作成することとした。</p> <p>(2) 決算及び事業実績については、理事会・評議員会を毎会計年度後2か月以内に実施し、承認を得ることとした。</p> <p>(3) 会計伝票は作成していたが、保管管理が不適切であった。今後は園長等の責任において保管管理を行うこととした。</p>
企画部	肥薩おれんじ鉄道株式会社	<p>1 経営健全化に取り組んでいるが、経常赤字が継続している。</p> <p>2 九州旅客鉄道株式会社から引き継いだ資産について、不動産賃貸収入の徴収漏れがある。 (肥薩おれんじ鉄道株式会社出資金) (肥薩おれんじ鉄道経営安定化支援事業補助金)</p>	<p>1 県の指導、監督の強化</p> <p>(1) 当該法人の安定した運行を確保するため、県市町村振興協会の基金の活用など、県・沿線自治体のみならず、県全体で支援する経営支援策を講じており、同支援スキームに基づき、当該法人が行う車両等の鉄道基盤設備の維持等に要する経費に対して支援を行うこととした。 さらに、県肥薩おれんじ鉄道利用促進協議会が中心となり、熊本県や沿線自治体等と連携しながら、当該法人の利用促進及び経営改善に資する各般の取組を支援することとした。</p> <p>(2) 当該法人では担当職員を配置し、土地の譲渡を含めて不動産賃貸収入の徴収に取り組んでおり、引き続き徴収漏れの解消に向けて、助言及び指導を行うこととした。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置</p> <p>(1) 平成29年6月に5年間の中期経営計画を策定し、全社員が一丸となって、経費の圧縮、増収策などの各施策に取り組むこととした。 平成29年度は、安全運行の確保に資する施設・設備の計画的な整備、安全運行を支える要員の確保のための待遇改善、旅客運輸収入の確保に向けたダイヤ改正及び運賃改定の検討、地域</p>

			<p>との連携強化に資する企画・営業活動の強化など、様々な増収策に取り組むこととした。</p> <p>(2) 肥薩おれんじ鉄道の設立時に、九州旅客鉄道株式会社から引き継いだ資産については、九州旅客鉄道株式会社の所有時には不動産賃借料が発生していた土地も含まれている。</p> <p>現在、当時の資料を基に、不動産賃貸収入の徴収に向け、取扱資産の全容の把握に努めているところである。</p> <p>これらの土地について、現在、社内に担当の職員を置いて対応しているところであり、現地確認等により用地の使用状況の把握や、賃料支払い等への督促を熊本県側から順次行っている。</p>
土木部	鹿児島県住宅供給公社	<p>1 経営健全化計画に取り組んでおり、当期純利益が黒字となったが、依然として債務超過額が多額となっている。</p> <p>2 賃貸管理事業及び長期割賦事業の収入未済の合計は、前年度より増加（収納率は低下）し、多額となっている。 （鹿児島県住宅供給公社出資金） （鹿児島県住宅供給公社経営健全化資金貸付金） （鹿児島県住宅供給公社に対する金融機関融資損失補償）</p>	<p>1 県の指導、監督の強化</p> <p>(1) 鹿児島県住宅供給公社の分譲促進等を支援し、経営の健全化を図るため、引き続き指導を徹底していく。</p> <p>(2) 悪質滞納者への法的措置など、滞納対策の強化に関する助言・指導を徹底していく。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置</p> <p>(1) 住宅メーカーと協働した住宅完成見学会の開催をはじめ、マイホームセミナー、各種キャンペーンの実施等による積極的な宅地の販売や、フリーレント制度等を活用した賃貸施設等の入居促進に取り組むとともに、人件費等の固定経費の削減を行うこととしている。</p> <p>今後とも、分譲資産の早期売却や賃貸施設等の空室解消を図るなどの収支改善及び有利子負債の早期解消に向けた取組を進め、一層の経営改善に努めることとした。</p> <p>(2) 収入未済の解消については、日頃から滞納が発生しないよう未然防止に努めるとともに、滞納案件については、「滞納家賃等の督促事務処理方針（平成9年12月8日施行）」に基づく、電話督促、文書による催告や夜</p>

			間訪問などの取組に加え，長期滞納者に対する訴訟手続きの実行など，未収金の早期回収と滞納の長期化防止を図り，適切な債権管理に努めることとした。
--	--	--	--

監査委員公表第12号

平成30年 3 月23日付け監査第112号の監査結果に基づき，平成30年 7 月19日付け財第41号で鹿児島県知事から措置を講じた旨の通知があったので，地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成30年 8 月 3 日

鹿児島県監査委員	長野 信弘
同	大藪 豊
同	田之上耕三
同	桃木野幸一

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
東京事務所	かごしま遊楽館のイベントにおいて，参加者が怪我をしたことにより，損害が発生している。	1 事後処理等 事故の被害者に対して損害賠償を行う必要があり，賠償金を支払った。 2 再発防止の対策 ・ イベント開催の際には，安全対策を十分にとった上で，事前に事故防止の観点でチェックを行うなど事故防止の徹底を図ることとした。 ・ 当該事故以降，イベントの開催に当たっては，同じく主催者であるかごしま遊楽館運営協議会において，レクリエーション賠償責任保険及び生産物賠償責任補償保険へ加入することとした。
中央児童相談所	交通事故により，公用車等に多額の損害が発生している。	1 再発防止の対策 職員会議等において，交通法令の遵守や交通事故の防止に関する注意喚起を行った。
鹿屋食肉衛生検査所	交通事故により，公用車に損害が発生している。	2 安全運転管理者等研修の実施 各所属の安全運転管理者等を対象に「安全運転管理者等研修会」を開催し，交通事故防止に対する意識の向上を図るとともに，最近の発生状況及び対策について研修を行った。 3 各種会議等における交通事故防止の周知徹底 主管課長会議等あらゆる機会を通じ，交通事故防止等の注意喚起に努めた。 4 文書による職員への交通事故防止の周知徹底 平成29年12月 1 日付け副知事依命通達及び平成30年 4 月 6 日付け総務部長通知において，職員の交通事故防止等の一層の注意喚起について周知を行った。
農業開発総合セ	臨時職員について，	1 事後処理等

ンター畜産試験場	勤務実績が雇用限度日数を超えているものがある。	<ul style="list-style-type: none">・ 臨時職員雇用伺（変更）により，雇用限度日数の変更を行う手続きを行った。・ 各研究室において，当初計画した業務量の変更等により，やむを得ず雇用限度日数を超過して臨時職員を雇用する場合は，速やかに庶務部の賃金担当者へ「変更計画書」を提出することとした。・ 畜産試験場運営会議で注意を喚起した。 <p>2 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none">・ 監査結果の通知後，財務に関する事務の適正な執行に努めるよう注意喚起するとともに，講じた措置の報告を求めた。・ また，適正な事務の執行の参考となるよう，農政部における定期監査（後期）の文書注意事項及び口頭注意事項の内容等について，部内各所属（出先機関含む）及び各地域振興局・支庁（農林水産部）に周知した。・ 主管課等補佐会議において，事務の適正な執行に努めるよう注意喚起を行った。
----------	-------------------------	---